倫理 – 後期中間範囲

()・・・生命科学の発展に伴って生じてきた様々な倫→ () や出生前診断、(
() とは 自然環境の破壊や汚染といった問題に対して、人間が自然環境や り方について考察する学問。	生態系と共存していくための正しい在
○地球社会の将来に向けて 企業の社会的な責任()を問う声が大きくなってきてい の行っている内容を説明する責任の()を	
() 資源・エネルギー、食料の配分を考える。 () と () との間の対立	
()・・・現代の世代は将来の世代に責任があり、 将来世代に無際	限な負担を負わせてはならない。
()・・・ある人の臓器を別の人に移植すること。 臓器を提供する人= () 移植を受ける人 = ()	
()・・・生きているドナーから摘出された臓器を用い	た移植、ドナーは親族のみ。
()・・・心肺停止後の身体からの移植と脳死体からの	移植の二種類。
死とはいつ?	
() · · · 心臟停止,呼吸停止,瞳孔拡大	
()・・・脳幹を含めた全ての脳機能が停止し、元に戻れな	い状態
()・・・脳機能は停止し、意識はなくなるが脳幹は生	きている状態
() の成立(1997年) ・臓器移植の場合に限り、脳死が「人の死」と認められた。	
ドナーになる条件 ()等による本人の生前の明示的な意思表示と家 →15歳未満の未成年者は不可	族による承諾の両方。
() は禁止されており、() に提供していく。	が医学的に必要性の高い人から順番

() (2009 年) ドナーになる条件の厳しさから海外へ渡航して移植手術を受ける人もいた () 渡航移植は高額で、臓器売買を引き起こす可能性があるため 2008 年の () で原則禁止とされた。
()・・・175 人の脳死者が一週間以上生存→最長 14.5 年も
()・・・胎児の遺伝性疾患や健康状態などを出生前に診断すること。
() 子どもに遺伝的な異常が見つかった場合中絶を認めるべき? 障害者を差別する () につながるという批判がある一方で妊娠や避妊などを 女性自身が自分で決める権利である () を侵害するという声もある
中絶に対する二つの立場 ()・・・胎児の命よりも母親の選択を優先すべき ()・・・胎児の命を優先すべき →この議論のポイント いつ一個の () になるのか
()・・・不妊治療の患者数 466,900 人
()・・・取り出した精液を女性の子宮内に注入
()・・・体外で受精させた後、その受精卵を子宮内に戻す
()・・・不妊の女性が第三者の子宮をかりて出産すること → ()、()
代理出産の問題点→()の問題・・・生まれてきた子どもを引き渡すのは一種の人身売買
代理母が子どもの引き渡しを拒否・・・()
イギリスの産業革命により、科学技術が発達する →工業化の進展→ (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
具体例:資源の枯渇、()、生態系の破壊と汚染、()、 熱帯雨林破壊、砂漠化、()
()・・・「事業活動などによって生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、 地盤沈下、悪臭」 明治期:(:)
明
()・・・自然を征服し利用することは人間の特権であるという考え方

```
人間も自然の一員であり、様々な生物種とともに、自然そのものに生存権を認めるべきという考え方
環境倫理の三つの柱
        )・・・地球の生態系は一つの閉じた世界であるので、
\widehat{1} (
             利用可能な物質とエネルギーの総量は有限である
(2) (
       )・・・現在世代は未来世代に対してその生存を保証する完全義務を負っている
③ (
        )の問題・・・人間だけでなく、生物の種、生態系、景観などにも生存の権利が
                あるので、勝手にそれを否定してはならない
           ) (例:アマミノクロウサギ訴訟)
           ) 『沈黙の春』
    →農薬の危険性を指摘
ボールディング(
    →地球は有限で閉じられた環境
1992年(
                         )
          )・・・「将来の世代の前途を損なわず現在の世代の要求を満たすような開発」
生物多様性条約、(
                   ) (地球温暖化防止条約)
1997年 (
                 ) : ( )
     )・・・温室効果ガスの削減目標を定めた(日本は1990年比で6%の削減義務)
           アメリカの離脱、中国などの途上国は削減義務を負わない
日本での取り組み
             )
1967年
1971年 (
        ) が発足→2001年、環境省に
1993年 (
          )
1997年 環境アセスメント法
     )・・・大量生産・大量消費・大量廃棄という社会からの転換を図る
(
     )
         ) reduce
         ) reuse
          ) recycle
2000年 (
                   )
```

) (

```
ケニアの環境保護活動家
 マータイ
3R+Respect
生命的自然観・・・自然とは自ら生まれ成長し、やがて滅びることを
               繰り返すようなもので人間の自然の中に含まれ自然の一部であった
→ (
すべての自然現象を、一定の法則に従う物体の機械的な運動として説明する近代科学の自然観
( )・・・発見した法則を利用し、自然を支配
(
    )・・・「知は力なり」
     ) : ( ) ¬
( ) は精神と物体、心と身体を二つの実体として区別した。
 精神 – 心
 物体 - 身体→一種の機械
      治療 - 修理
地球全体として解決しなければならない問題
 ・ 地球規模の環境破壊
 ・核兵器 ( ) の脅威
 ・世界各地の軍事紛争
私達は( )の一員( )として地球的視点、人類的視点からこれらの問題に取り組ま
なければならない。
(核軍縮) ←本来は覚える所(わかりにくいので特別に青)
           )・・・1970 年発効
(
核軍縮のために核兵器保有国(米、英、仏、露、中)以外の核兵器の保有を禁止する条約
(
               ) · · · 未発効
大気圏内、宇宙空間を含む大気圏外、水中及び地下のあらゆる場所における核実験を禁止する実験
( )・・・「悪魔の兵器」
(
               )・・・1999 年発効
                 ) ・・・国際 NGO の活動を受けて 1997 年に採択
植民地支配の後遺症
     )の問題・・・多くの途上国が国際金融機関や先進国からの債務に苦しんでいる
一次産品(自然の中で採取され、加工されていない産出品)の輸出に依存する経済
```

Γ () 」

() 社会で共有され伝承されてきた言語・学問・宗教・芸術・技術・社会制度・生活様式など広く指す 異文化との接触 ()の違いを発見 →カルチャーショック 文化的摩擦や() の危険 「自分の属する民族・人種を美化し、 他の民族・人種を排斥しようとする態度」 特定の文化を絶対視せず、多様な文化の中で相対的に位置づけようとする在り方 多文化を一つに融合するのではなく、多文化の共存を認め促進しようとする在り方 ()・・・人類を骨格・皮膚・毛髪などの形質的特徴によって分けた区分)・・・血縁的共同性・文化的共同性・共通帰属意識によって分類された人間集団 ()・・・一国の国民であるという身分・資格 多民族国家 民族間の対立から() に発展し、最悪の場合は()につながる 例に) 「7つの国境、6つの共和国、5つの民族、4つの言語、三つの宗教、二つの文字、一つの国家」 ()・・・複数の民族が住む地域で特定の民族集団が武力を用いて他の民族、集団を 虐殺・迫害・追放して排除しようとする政策 ii) ルワンダ紛争)・・・50万人以上のツチ族とフツ穏健派が殺害された () の発生、3000万人 増え続けている 「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で自国にいると迫害を受 けるため他国に逃れた人々」 国連には世界各地にいる難民の保護と支援を行う機関として() が設置されており、1991年から2000年まで()が国連難民高等弁務官を務めた

異文化への理解

(:)、() →民族の文化的アイデンティティの無視や政治的、経済的、社会的支配と差別を受けやすい →民族の歴史認識と相互理解の必要性
人間の(: 仕事、食物、エネルギー、衣服、住居、飲料水、公衆衛生)の充足
() 「人間の安全保障委員会」 (: 非政府組織)、(: 非営利団体)
() 開発は単に経済成長をめざすのではなく、人間の「 (:)」を開花させるためになされるべきである
2003年、「人間の安全保障」の概念を取り入れた「(:)」の実施をうたった →JICA(国際協力機構) 青年海外協力隊
()・・・現在の開発途上国に不利な国際秩序の変更を目指したもの
基本的人権と多文化主義
→ (:1948年)
→ (: 1966年)
→人種差別撤廃条約
女性差別撤廃条約
子どもの権利条約